

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運転の際に講ずる処置

- ・飛散防止の為、荷台にはシート掛けを行う。
- ・廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、がれき類はコンテナに詰めて運搬する。
- ・平ボディには、木くず、金属くずの形状によって判断して積込し運搬する。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・該当なし